

令和5年11月22日

保護者様

裾野市教育長

### インフルエンザによる出席停止の手続きについて（通知）

このことにつきまして、医療のひっ迫を回避するため、令和4年12月1日から、二市二町（沼津市、裾野市、長泉町、清水町）の各公立小学校、中学校及び沼津市立沼津高等学校において、インフルエンザの出席停止の手続きが以下のように変更されています。ご協力お願いいたします。

#### 記

インフルエンザ症状発症



医療機関受診・インフルエンザの診断

※保護者は**学校に結果を電話連絡**する。「**インフルエンザ罹患証明書**」**必要なし**



**検温等の健康観察を毎日行う。**

※出席停止期間中、**毎日の体温記録**をお願いします。

※出席停止・登校の際には、「**インフルエンザ出席停止期間について**」（裏面）を参考にしてください。



発症後5日、かつ解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで自宅安静



登校

※上記の期間中に「解熱しない、異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がない」など気になる症状があった場合は必ずかかりつけ医を受診してください。

※学校では、インフルエンザの罹患証明書を求めません。

\* 出席停止、登校の際の参考にしてください

## インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）発症後、学校（園）へ登校可能になるには、「発症後5日が経過していること」と「解熱後2日（幼児にあっては3日）経過していること」の2つの条件を満たす必要があります。

学校保健安全法施行規則第19条第2項により

<インフルエンザの出席停止期間早見表> 発症…発熱の症状が現れたこと

発症後	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症日5日を経過した後		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に解熱	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	発症4日目	発症5日目	登校可能		
2日目に解熱	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	発症5日目	登校可能		
3日目に解熱	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
4日目に解熱	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
5日目に解熱	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

発症日（当日0日目）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状が始まった日です。病院受診時、医師に発症日の確認をしてください。

※出席停止期間中、毎日の体温記録をお願いします。

登校するには…

① 発症して5日経過している。	
② 解熱した後2日（幼児は3日）経過している。	
③ 次のような気になる症状はない。 （異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がないなど）	

すべてに○がついた場合は、登校可能となります。